

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大仙市長 老松 博行



市町村名 (市町村コード)	大仙市 (05212)
地域名 (地域内農業集落名)	花館・四ツ屋地区 (上町、中町、柳町、大花町、福田、上大戸、下大戸、中野、間倉、豊後野、常唐、下袋、下瀬、古道、川崎、水呑場、松倉、鷹巣、半在家、上谷地、堅田、不動堂、杉本、新屋敷、百瀬、掬田、前村、上町口、日照町、原野、大川原、新谷地、田中、卯時田、二ツ屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域の個人経営体の平均年齢は68. 8歳と高齢化が進んでおり、10年後は耕作者の不足等が懸念される。このため、新規就農者等を確保・育成しつつ、地域住民を交え地域全体で農地を利用していく仕組みを構築する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を主要作物としつつ、大豆の作付け面積を拡大し、団地化を図る。
・農地の集積・集約化を段階的に進め、さらに農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を推進する。
・新規就農者のみならず、農外からの参入者及び地域内外の多様な経営体の確保・育成を図る。
・法人関係者の労働力不足も懸念されるため、法人の連携または統合も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,347.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,347.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手(認定農業者、農業法人等)への農地の集積・集約化を基本として、農作業の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用して農地のマッチングを図り、段階的に地域全体の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・過去には平成11年度完了の「四ツ屋西部」、平成17年度完了の「四ツ屋東部」、平成21年度完了の「花館」において、ほ場の大区画化・汎用化が実施済みである。 ・現在、花館高関上郷地区では、農地中間管理機構関連ほ場整備事業により、ほ場の大区画化・汎用化に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、JA、農地中間管理機構、大仙市新規就農者研修施設と連携し、農業後継者のみならず農外からの参入者、地域内外からの多様な経営体に対し、栽培技術等の支援や農地の斡旋を行い、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作物の栽培指導はJAに依頼する。 ・航空防除作業は地元防除団体に依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①熊等が頻繁に目撃されていることから、市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害の低減を図る。
- ③RTK基地局を活用したスマート農業機械や省力機械の導入を推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業組織を中心に、地域内の保全管理を行っていく。
- ⑧土地改良区や多面的機能支払交付金事業組織を中心に、農業用施設の維持管理や長寿命化を実施していく。
- ⑨地域内で栽培された飼料作物は、地域内の有畜農家へ優先的に供給する。

この地図は国土地理院の承諾を得て同院発行の
五万分の一地形図を複製したものである。
(地形図コード：50110-00000-339 部)

大曲地域 管内図

花館・四ツ屋地区

大川西根・内小友・角間川地区

大曲・藤木地区

凡 例



農業上の利用が行われる
農用地等の区域

大曲市役所

平成16年2月修正

1:50,000 (1km=2cm)

1000 0 1000 2000 3000 4000m

北海道地図株式会社秋田営業所
電話 (018) 823-7657